

平成25年9月臨時会

置賜広域行政事務組合議会 会 議 録

平成25年9月27日

置賜広域行政事務組合

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1番	島	軒	純	一	議員	2番	小	久	保	広	信	議員	
3番	木	村	芳	浩	議員	4番	小	関	勝	助	議員	議員	
5番	高	橋	孝	夫	議員	6番	蒲	生	光	男	議員	議員	
7番	遠	藤	榮	吉	議員	8番	片	平	志	朗	議員	議員	
9番	高	橋		弘	議員	10番	中	川	正	昭	議員	議員	
11番	安	部	喜	一	議員	12番	小	浅	恒	也	議員	議員	
13番	齋	藤	修	一	議員	14番	島	貫	徳	右	工	門	議員
15番	淀		秀	夫	議員	16番	青	木	彰	榮	議員	議員	
17番	今	野	正	明	議員	18番	佐	藤	京	一	議員	議員	
19番	中	村	仁	一	議員	20番	長	沼	桂	子	議員	議員	
21番	長	沼	安	義	議員	22番	伊	藤	重	廣	議員	議員	
23番	安	部	春	美	議員	24番	小	林		嘉	議員	議員	

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

理事長	米沢市長	安部	三十郎	代表監査委員	小野	潔
会計管理者	遠藤	善則	事務局長	船山	弘行	
消防長	村山	雅晴	事務局総務課長	佐藤	弘輔	
事務局施設課長	布施	進	事務局施設課業務主幹	八幡	伸弥	
米沢クリーンセンター所長	甕岡	弘明	長井クリーンセンター所長	高橋	正幸	
南陽クリーンセンター所長	孫田	忠志	南陽やすらぎ荘長	金子	修一	
千代田クリーンセンター所長	佐藤	俊晶	消防次長兼消防総務課長	鈴木	秀一	
消防次長兼米沢消防署長	山口	清	消防次長兼南陽消防署長	篠澤	博	
消防次長兼高畠消防署長	武田	浩司	川西消防署長	鈴木	秀次	

出席した事務局職員職氏名

議会書記長	近野	長美	議会主幹	高野	正雄
総務課長補佐	早坂	義真			

議 会 臨 時 会 議 事 日 程

- 日程第 1 議席の指定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 会期の決定
日程第 4 議第 16 号 置賜広域行政事務組合一般職の職員の給与の臨時特例
に関する条例の設定について

午後 4 時 4 8 分 開会

○齋藤修一議長 ただいまの出席議員 24 名であります。

去る 9 月 20 日招集告示されました平成 25 年 9 月議会臨時会は、ここに成立いたしました。

ただいまから、平成 25 年 9 月置賜広域行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

このたび、高畠町議会及び飯豊町議会において、議会選出議員の交替選任がありましたので、これによる仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により進めます。

日程第 1 議席の指定

○齋藤修一議長 日程第 1、議席の指定を行います。

高畠町議会及び飯豊町議会において、議会選出議員の交代選任がありましたので、これによる議席の指定であります。

議席は、会議規則第 4 条第 2 項の規定により議長において指定いたします。

10 番、中川正昭議員。19 番、中村仁一議員。21 番、長沼安義議員。

以上であります。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○齋藤修一議長 日程第 2、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第 88

条の規定により指名いたします。

4番、蒲生光男議員。11番、安部喜一議員。18番、佐藤京一議員。
以上3名の方をお願いいたします。

日程第3 会期の決定

○齋藤修一議長 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本臨時会の会期を本日1日間と定めたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○齋藤修一議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第4 議第16号 置賜広域行政事務組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の設定について

○齋藤修一議長 次に、日程第4、議第16号置賜広域行政事務組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の設定についてを議題といたします。

この際、理事長から提案理由の説明を願います。

安部理事長。

〔安部三十郎理事長 登壇〕

○安部三十郎理事長 ただいま上程になりました議第16号置賜広域行政事務組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の設定について説明いたします。本案は国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間、一般職の職員の給与を減額して支給しようとするため、提案するものであります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○齋藤修一議長 ただいまの理事長説明に対し、ご質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○齋藤修一議長 5番、高橋孝夫議員。

○5番（高橋孝夫議員） 理事長に3点ほどお伺いをしますが、まず、先ほどの全員協議会の中でも話をされておりますけれど、このたび提案をされた職員の給与減額については何に基づく減額となるのでしょうか。議論の中をちょっと聞いていますと、しなければならない、課せられたもの、などという発言もありましたけれど、私はそう理解して

いないんです。何に基づく減額をするのかということをもっと明らかにしていただきたいというふうに思います。

2点目は、この減額というのは地方交付税法の解釈、趣旨からいって、どう規定をされますか。これは完全に地方交付税法を逸脱をしていると私は理解をしていますが、それはどう置広の中では整理をされたのでしょうか、お聞かせをいただきたいと思います。

3点目は、職員団体との話し合いの結果です。合意に至ってこのたびの提案になったのか、明確にお聞かせをいただきたい。

○齋藤修一議長 安部理事長。

○安部三十郎理事長 3点、ご質問がありましたが、3点合わせてお答えをしたほうが、より分かりやすいと思いますので、そのようにさせていただきます。

まず今回の、予め各自治体に国が国家公務員の給与を減額するから地方自治体も、ということで、交付税を予め引いてしまっただけで減額を引いて交付するという、そういうようなあり方自体が、地方税法もそうですが、そもそも地方自治の本旨に反しているというふうに思っています。ですから米沢市の市議会でもご質問がありました。地方自治の本旨に反している以上、国に従って減額するというようなことをすべきでないというご意見もありました。まったくその通りだというふうに思います。地方自治の本旨ということからいくとこれは減額すべきものではない、しかし減額をしないとなると、市民、町民、この場合住民といったほうがいいと思いますが、住民の方々の常の生活に回っていく分を職員の給与で先取りをしてしまうという結果になってしまう、それもすべきではないという、そういう板挟みにあっております。

それは私だけではなくて、全国のすべての首長がそういう板挟みにあったというふうに思っています。その板挟みの中で、苦渋の選択として、止むを得ず減額という選択を選ばざるを得ない、そして、但し、国が国家公務員の減額をした、その同じパーセントでということではなくて減額をするという、止むなくそういう方向で調整せざるを得ないという、そういうことだと思っています。

そしてそれは米沢市の組合にもずっと申し上げてきましたし、置広でも組合にはそのように事務方が伝えたというふうに思います。当然そういうことですから、米沢市の組合も合意には至ってはいない、ほかの構成市町でも合意した所はないと思います。ですから当然置広もそうですが、組合が合意するというようなことは現実的ではなくて、気持ちの歩み寄りというのはあると思います。ですからある程度理解はするものの合意はできないということで、合意までは現実的には行かない、しかし一定の理解という歩み寄りは当然あるものというふうに思いますから、合意に代わって歩み寄りというところで止むを得ないものと思っています。

そして最後に一番最初のご質問で、何に基づいてというのは、それは結局法律で強制的にさせられる減額ではありませんので、先ほど申し上げた、一つは地方自治の本旨を大事にしていかなきゃいけないということと、しかしながら、だからと言って減額をしなければ住民の生活に回る分に手を付けなくてはならないという現実、その板挟みの

中で、最後はやはり市政、町政というすなわち自治体をお預かりする長としての自分の良心に基づいて、自分の良心で判断をしているということが、私の場合だけでなく、他の首長も同じだというふうに思います。

○齋藤修一議長 5番、高橋孝夫議員。

○5番（高橋孝夫議員） いろいろ言われましたけれど、なかなか私、理解できませんでした。法の趣旨に反する、逸脱をする、そうまでしてしなきゃならない何かがあるのかというのは、やっぱり納得できない。

整理をしますと、今回の流れというのは今年の1月にいわゆる閣議決定をした、その中身ですね、これは給与関係閣僚会議、臨時閣議でした中身です。しかしこれは、あくまでも国に準じて地方もしてくれるように要請をしたいという中身なんです。それなのに何か時が経つにしたがって、特に山形県の場合は、県がこれに踏み切ったということから、堰を切ったようにどこの自治体も実施をするというふうになりましたが、これは私は違うというふうにまず思います。

もう一つは、憲法で規定をする中身からも、これは逸脱をしていますし、地方交付税法の第3条第2項にも、これは明確に反するものというふうに思います。法律違反までしてやる根拠というのは全くないのではないですか。そこまで言っても多分さっきの答弁を繰り返されるんだと思いますけれど、私はやっぱりそれは問題だと思います。

ちょっと質問を変えますが、今回、10月から3月まで職員給与を減額をするということを実施をすれば、すでに減額をされてる分を含めて、市民生活に影響を与えないように国は何か補填をしてくれるんですか。その確約はあるのですか。特にこの広域というふうにいわれている公共団体の中で、それはどのように担保をされるんですか。具体的にお聞かせをいただきたい。

○齋藤修一議長 安部理事長。

○安部三十郎理事長 明確な担保は特にないというふうに考えています。ですからそういうものがない中で何故判断しているかとなれば、それは、先ほども申し上げたわけでありましたが、あるべき姿と現実との狭間の中で、止むを得ず苦渋の選択をしているという、そこを申し上げているわけでありますので、ご理解を頂ければありがたいというふうに思います。

○齋藤修一議長 5番、高橋孝夫議員。

○5番（高橋孝夫議員） ご理解いただきたいといわれても、ちょっと今回はなかなか難しいです。法違反の内容の濃い議案に対して賛成することはできないとだけ申し上げて質問を終わります。

○齋藤修一議長 他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○齋藤修一議長 6番、蒲生光男議員。

○6番（蒲生光男議員） 長井市の議会でも同じような話をさせてもらったことがあるわけですが、ここ何年かは地方分権ですね、地方のことは地方に任せると、そういう流れ

がずっと来ていて、ここへきて国家公務員の給与にラスパイレス指数上合わせると、合わせなければ交付税で減額しますよみたいなことが言われて、それが市民生活に影響を及ぼすというようなことで、せざるを得ないと、こういうふうになっているわけですよ。

これは本当の流れからいうとおかしいんじゃないかというように私は思うんですね。でも、敢てそうせざるを得ないというのは、もう一つ私も何故なのかわからないわけなんです。やっぱり独自性があるっていいのではないかと、構成市町との公平性を保つという事は大事なことでありますけれども、別の角度からいうとやっぱり独自性をどう担保していくか、発揮していくかという面も非常に極めて重いものだと思うんですね、その点まず最初にお聞きします。

○齋藤修一議長 安部理事長。

○安部三十郎理事長 先ほど申し上げましたが、あるべき姿と現実の狭間の中で、苦渋の決断をしているということではありますが、やはりそれだけではなくて、もう一つ別の気持ちというものもあって、そちらもまた大事にしていかなくてはならないと思っています。

それは何かというと、今ご質問があったように、やはり国の地方分権推進という考え方が今まで前に進んでいたものが、今回のことでバックをしたというふうに思います。ですから何歩か前進して何歩かバックをした、そうしたらこのバックしたものをまた前に進めさせていくという努力をしていかなくてはいけないというふうに思っています。具体的にどうするかということですが、様々な形で地方分権の推進をしていく地方自治の本旨というのを強く押し出していき、そういうような努力を、今回苦渋の決断をする代わりに、一方ではそういうことを、時間はかかるとは思いますが、とにかくしていかなくてはならないというふうに思っています。

○齋藤修一議長 6番、蒲生光男議員。

○6番（蒲生光男議員） 理事会の中でも、会議録を見させていただきますとあったようですが、3月まででなくて、年度をまたいでやるべきではないかというご意見もあったわけですよ。それを、そうではなくて年度に限ったという理由は何ですか。

○齋藤修一議長 安部理事長。

○安部三十郎理事長 二つございます。一つは米沢市準拠ということで、米沢は今日の議会で給与削減が決まって、3月末日までということに決まりましたが、これまで米沢に準拠してきた、今回も米沢準拠ということからそうなっているのが一つです。そしてなぜ米沢準拠なのかというのは、やはり構成自治体足並みを揃えてといても構成自治体自体が様々な問題で微妙に違っている、微妙に違っている以上、どこかに準拠していかないと前に進まないという、そういうことから準拠というのはベストではなくてもベターな選択であって、そうしていかなくてはならない、そういうことから米沢準拠であるというのが一つ。

あとは米沢準拠であるがために、ここ4年ほど期末勤勉手当が置広の職員も、4年前に米沢以外の構成自治体は上がったわけですが、米沢だけ上がらなかったのも、結果的

には4年間他の構成自治体よりも期末勤勉手当0.2か月低いままでずっとやってきたという、そういう職員の立場を考えますと、ここで3か月構成自治体よりも給与減額の期間が短いといっても、総合的に考えていくと、ここは職員の立場、心情を考えますと、米沢準拠にご理解をいただくのが一番妥当ではないかということから、皆様方に私からお願いしたという、そういうことでございます。

.....

午後5時6分 休憩

○齋藤修一議長 暫時休憩します。

.....

午後5時8分 再開

○齋藤修一議長 会議を再開いたします。

.....

○齋藤修一議長 安部理事長。

○安部三十郎理事長 ご質問の趣旨を少し取り違えて、趣旨とは少し違うお答えをしたと思いますので、もう一度答弁をさせていただきたいというふうに思います。米沢市がなぜ給与削減のスタート時期が他の自治体より遅れていながら、ゴール、終わりのところを3月31日にしてしまったのか、もっと延ばさなかったのかということではありますが、先ほど申し上げた通り、米沢市は他自治体と比べて、そもそも本来4年前に人事委員会の勧告に基づいて上げるべきところを上げることができなくて、0.2か月低い期末勤勉手当できているというような事情とか、様々勘案すると、あえてスタートが遅かったからといって、3か月延ばしてといったことはすべきでないという判断に立った次第です。

○齋藤修一議長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○齋藤修一議長 他にございませんので、質疑を終結いたします。

議第16号に対し16番、青木彰榮議員から討論の通告がありましたので、発言を許可します。16番、青木彰榮議員。

〔16番、青木彰榮議員 登壇〕

○16番（青木彰榮議員） ただ今提案されました、議第16号置賜広域行政事務組合一

般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の設定について、あえて反対の立場で討論を行います。この度の提案は国家公務員の給与減額支給措置を踏まえて、同様の減額措置を25年10月1日から26年3月31日までの6か月間とするものであります。置広職員の給与等については、従来米沢市準拠とされているため、6月の米沢市議会で市職員の減額措置に係る条例案が否決されたことにより、7月からの減額措置の実施が見送られた経緯がございます。小国町を除く他の構成市町においては、長井市、高畠町、川西町、飯豊町、白鷹町の1市4町は6月議会で可決され、減額率は若干の相違はあるものの、実施期間は7月1日から3月末までの9か月間、南陽市は6月議会では否決、9月議会で可決され、実施期間は10月1日から3月末までの6か月間となっております。ちなみに山形県は、8月26日の臨時会において可決され、9月1日から3月末までの7か月間とされております。

ただ今の提案の説明によりますと、10月1日から3月末までの6か月間の減額措置による金額は、事務局分で約778万円、消防分で約1,901万円、合計で約2,679万円であります。否決されなかった場合の9か月間では、事務局分で約1,130万円、消防分で約2,840万円、合計で3,970万円となっており、その差額は約1,291万円になります。この差額は一体誰が負担するのでしょうか、皆さん。

私は減額措置に反対するものではありません。その実施期間について反対するものがあります。不利益不遡及の原則がありますから、遡っての適用はあり得ませんので、9か月間の減額措置、26年の6月末までとはいかないものか、せめて百歩譲って、山形県と同じく7か月間の減額措置、26年の4月末までとすることができないのかと思うわけであります。

私は構成市町を代表する置広議員の一人として、この不公平感ある案件を認めるわけには参りません。7月からの減額措置を可決した市町においても、以前からそれぞれ独自の減額措置や人員削減などを行っており、各議員の皆様におかれましても苦しい判断の中での決定であった訳かと存じます。

8月10日の理事会の議事録をじっくりと読ませていただきました。理事長の辛い立場は重々承知しているわけではありますが、これは単に米沢市の事情で済まされるべき問題ではありません。3市5町で構成されている置賜広域行政事務組合であります。公平性を保つとともに、独自性を持つことが重要であると考えます。議員各位の背中には、しっかりと背負っていらっしゃる町民、市民の皆さんの思いがあるはずであります。

議員各位、この案件については、この際もっと時間をかけて検討すべきではないでしょうか。また今後のことも考え合わせますと、すべてが米沢市準拠でいいものかと思うものであります。ベストよりベターという言葉、先ほどお聞かせいただきましたが、この件についても、今後、例えば特別委員会等を設置して議論を深めていくべきと、私は提案申し上げますとともに、議員各位の良識ある判断をご期待申し上げ反対討論といた

します。

○齋藤修一議長 以上で討論を終結いたします。

これより採決に入りますがご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○齋藤修一議長 それでは起立により採決に入りたいと思います。

おはかりいたします。

議第16号を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○齋藤修一議長 起立少数。よって、議第16号は否決されました。

.....

閉 会

○齋藤修一議長 以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これをもちまして、平成25年9月置賜広域行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。

まことにご苦労様でした。

午後5時17分 閉会

議 長 齋 藤 修 一

署 名 議 員 蒲 生 光 男

署 名 議 員 安 部 喜 一

署 名 議 員 佐 藤 京 一